

けんころ

地方独立行政法人
岐阜県総合医療センター
Gifu Prefectural General Medical Center

- 平成30年9月発行
- 平成30年 秋号
- 発行責任者 滝谷博志
- 編集 総合医療センター広報委員会

ご挨拶

岐阜県総合医療センター
理事長兼院長



滝谷 博志

ず機能的に進化し続けなければなりません。進化に対応していくためにはハード的にも建物の改築、新築が必要になってきます。

3年前の重症心身障害児病棟と小児医療センターの建設に続いて、一昨年は新生児センターの拡張工事、昨年は集中治療室の拡張工事と事業を進めてきました。今年度は9階西の小児病棟に感染症対応の部屋を2部屋増設することになりました。ウイルス感染症にかかった子供さんは隔離する必要があり、感染症対応の病室が不足していることから改装工事に取り組むことにいたしました。

岐阜県総合医療センターは、県民の皆様信頼される病院であることを理念として職員一同、日夜奮闘しています。そうした職員の頑張りの甲斐があつて当センターは今年4月にDPC特定病院として全国で約1,700のDPC病院の中の150病院の一つに認定を受けました。この認定制度は6年前から2年ごとに認定を受ける制度で、今年が4回目です。当センターは続けて4回の認定を受けた全国でも数少ない病院の一つです。DPC特定病院とは大学病院に準ずる高機能な病院であると厚生労働省が認定をしたもので、いくつかの基準をクリアしなければなりません。今後もこの認定を受け続けられるように、職員一同高機能な医療を提供していきたいと考えています。当センターのような急性期病院は絶えず

棟の建設を計画しています。この新棟には放射線治療センター、日帰り手術室、病理センター、遺伝子医療センター、入院センターなどの設置を予定しています。放射線治療に関しては今後、手術、薬物治療と並んでがん治療の中でも大きなウエイトを占めると予測されています。当センターでも複数の放射線治療機器を導入して、がん治療に積極的に取り組んでいきたいと考えています。また遺伝子医療は今後、従来の遺伝病の診断、治療と共にがん医療の診断、治療にも応用されていきます。当センターとしては遺伝子医療の拠点病院をめざして、この分野にも重点的に取り組んでいきたいと考えています。建設に伴って、患者さんにはもちろん、近隣の住民の皆様にもご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

患者さんの権利と責務

患者さんに次の権利と責務があります。

1. 平等に安全で良質な医療を受ける権利
2. 十分な説明と助言のもとに自分自身の医療を決定する権利
3. セカンドオピニオンを受ける権利
4. 個人のプライバシーが守られる権利
5. 医療従事者と協力して医療に参加する責務

臨床倫理指針

1. 患者さんの人権、意思を尊重し、有益かつ公平な医療を行います。
2. 治療方針の十分な説明と同意に基づいた医療を行います。
3. 患者さんの個人情報保護し、医療者の守秘義務を遵守します。
4. 治療にかかわる法令を遵守し、ガイドラインに準じた医療を行います。
5. 院内の各種委員会（倫理委員会、治験審査委員会、臓器提供委員会など）の審議結果に基づいた医療を行います。

岐阜県総合医療センターの理念

県民の皆様方に信頼され、患者様本位の安全で良質な全人的医療を提供します。

岐阜県総合医療センターの基本方針

1. 岐阜県の基幹病院として急性期を中心とした医療を担当します。
2. 科学的根拠に基づく医療の提供と医療安全に努めます。
3. 必要な医療情報を広く公開し、医療の信頼性を確保します。
4. 地域の医療機関や福祉施設との連携を重視します。
5. 迅速かつ確実な医療とともに、効率的な病院運営に努めます。
6. 医学的知識、医療技術の研究に努め、医学や医療の進歩に寄与します。